(2) (1)

## 債権譲渡に関する研究(二(完)

はじめに

債権譲渡の性質

(2) (1) 債権譲渡と対抗要件との関係 指名債権の譲渡の「承諾」と抗弁の切断 ((北九大) 第四巻四号) 指名債権の譲渡と対抗要件との関係

債権譲渡禁止の「特約」と対抗関係(以下本巻)

譲渡禁止債権の創造とその利益享受者の問題点 譲渡禁止債権の創造と悪意の第三者との関係

(3)譲受人の善意・悪意について

譲渡禁止の特約付債権と差押との関係

四

(1) 判例 ・学説の見解

むすび

(2) 最判昭和五二年三月七日民集三一巻二号三〇八頁について

大

坪

稔

債権譲渡禁止の「特約」と対抗関係

すれ とか、債権の差押を実行する第三者に対し譲受人は譲受債権の存在を主張することができないということになる。 法は債務者をして二重弁済の危険から保護するために、債権者間の利害関係の対立を右の手続を踏んだ債権譲渡のみを唯 債務者に対して通知または承諾をえていないかぎり、譲渡人または譲受人は、債権譲渡をもって対抗できないと定め、 両者共に債務者は二重弁済の危険から免れることができるところに民法四六七条の存在理由があるといえる。 まない債権譲渡に対しては、 て対抗することができないし、また譲渡人に対して債権を有するような第三者に対しては、確定日付のある証書をもって、 の正当な法律関係として認めることによって、権利関係の調整を図ることを考えている。そうすると、前者の手続を踏 ば、 債務者に対して譲渡人から通知するか、 述したように、譲渡可能な指名債権の譲渡は、 それをもって債務を免れることになるし、後者の手続を踏まない債権譲渡の場合には、二重譲渡をうけた譲受人 債務者は、新債権者となった譲受人を法律上無視してよいから、 承諾をえなければ、譲渡人または譲受人は債務者に対して、債権譲渡をもっ 債権の譲渡人と譲受人との間の無方式の合意のみでその効力を生ずる 従来の債権者に対して弁済 民

成をしなければならないのはいうまでもない。以下この問題点を検討することにする。 債務者保護を前提とし、 上のように民法四六七条の機能を把握するならば、譲渡禁止の「特約」をした債権譲渡の場合にも、 そして、それを第一次的に考慮する価値があるか否かについての問題点を探り、 原則 そこから理論構 はあくまで

① 譲渡禁止債権の創造と思意の第三者との関係

の規定の立法趣旨は、 民法四六六条二項本文は「前項 債権者、 例外的に、 債務者の合意をもって、 私的自治の原則をもって、 (債権譲渡自由の規定) 債権の譲渡禁止の効力を発生させることができることを認めている。 ノ規定ハ当事者カ反対ノ意思ヲ表示シタ 当事者に債権の譲渡性を奪う力を附与するというものであっ ル場合ニハ之ヲ適用

るかは、 それとも例外となるのかを問題にしなければならないように思われる。そしてどの基準を原則とするか、 者の利益と譲受人の利益とが相対立することになるので、 うのであるから、それが「特約」に反して譲渡された場合は、 債権を、 その者に対抗できない。 防 て が 9 って譲渡を許されない 人の債権譲渡の有効性の主張は認められないとしているからである。そうすると「法律ノ規定」またはその「性質」 ル とするのを例外とし、 の存在について善意であれば、 必要とするときは自由に換金、 コト 止することができるとしたものである。 の第三者には対抗できないとする基準は、 暴力団 ヲ得ス」と定めているので、その取立屋が善意の第三者であれば、たとえその者が暴力団であるとしても、 の第三者とは、 当事者の合意をもって奪うというものであり、裏返せば、譲渡できない債権の創造力を私人間の合意に認めるとい 債権に対する国民感情からみて、 債権は財産権であるという意味は、 理論上、 『が債 ただ「特約」の存在という例外的な場合であるとすれば、 権を安く譲り受けたり、また取立時に暴力団を使って取立をして稼ぐとい 原則 特約一 債権以外は、 譲渡禁止の つまり、ここにいう「特約」を善意の第三者に対抗できないという意味は、そもそも譲 . は「善意」の第三者は有効に債権譲渡をうけることができるとするべきである。 の存在について「悪意」の第三者は、 有効にその債権の譲り受けができるとしたものである。 または交換できるところにその意義があるということであるから、 原則として譲渡性があり、例外的に譲渡禁止の「特約」をした債権を創造すると、 特約」付債権だと知り、 債権の本質・性質からみて把握しなければならない問題ではないかと考える。 しかし民法四六六条二項但書は「其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者 前述したように原則として譲渡性の保障があって、 「悪意」の第三者には対抗できるとする基準との関係で、原則となるの 紛争解決の基準である「対抗問題」の適用によっ 債権者・債務者間は無効であって、 または知ることができる状態にあっ 債務者に対し、 その基準の何れを原則とするかが問題になるだけ 譲受人としての権利行使ができない、 即ち譲受人が悪意の場合は、 5 いわゆる取立屋 例外的に譲受人が その機能を果し、 た者のことをいうので その譲渡性を奪うと または例外とす そうすると、 て、 渡性 0 その 債務者 「特約-0) 対 善善 によ 譲受 ある こを 抗 務 ス

にしなければならない。

その者が敢えて

「悪意」の第三者として、

その債権と利害関係をもつことになったか、ということをむしろ問

常に の 誤って真の債権 比 立法当時の事情と異なって、(i)譲受人と称する者が、真の譲受人であるか否かを確める必要があり、 であろう。⑥については、債権を譲り受けたことで債務者との間で利害関係をもつに至った一般債権者を、 0) の議論はなされず、 必要性は何かも、 確保を意図する優越的地位にある債権者・債務者だということになる。 相殺を可能としておく等である。そうすると譲渡禁止の「特約」を締結する当事者の一方は、自己の一方に対する債 較において保護すべき理由があれば、一般債権者の保護を優先し、 特約」付債権を譲り受けること(差押も同様) この点を前提として議論する限り、 することによって「悪意」の第三者の範囲について議論することになる。しかし現時点に於いては、 題はあるにしても、 「悪意」の第三者である。そりすると銀行は常に有効に債権の譲り受けができない。このように解してよいかどうか それを避けるため、(ii)債権者が固定していないことで、債権者について確認を忌り、確認を急いだりすることで、 問題はⓒについてであるが、 者でない者に支払いをしてしまったりする手続上のミスの発生を防止するため、 もし同業者でもよいとすれば、 ⓒ譲渡禁止の「特約」付債権の創造理由と共に明確にしたうえで、 周知のように、 現時点では金融業者ではなく、また取立屋でもない一般の譲受人に限定すべきであるというべき 専ら©についての議論が活潑である。そこで③・⑤について一応私の見解を述べ ③その「悪意」 譲渡禁止の「特約」付債権の創造理由として到達している一応の見解によれ 銀行預金は常に譲渡禁止「特約」付債権とみてよいので、 ができないとする例外について、その例外を広く解したり、 の第三者に該当する者は誰か、 (差押も同じ) は同業者でもよいのか、 その理由がなければ、 「悪意」の第三者は有効に譲 **し**その者を保護しなけれ それを否定してよいではない iii あるいは同業者以外の者 )債権者である銀 事 (a) 務が煩 その譲受人は 金融業者との しについ 狭く解した ばなら 雑に

できるが、

物権効果説はその無効が絶対的であるというのに対し、

債務者がそれを無視し、

いう相対的無効説であって、

後述するように、

譲渡禁止「特約」

付債権を創造する利益を享けるのは債務者である以上、

学説

判

例

の流

債権者に弁済すると債務者は責任を免れるとするもので

債権効果説は、

ぎないとするものである。

したがって、

両説共に譲受人が悪意であれば、

債務者はその債権譲渡の無効を主張することが

債務者のみがその無効を主張できると

すると、 譲渡無効を制限するとした方が、 に反して譲渡された債 譲渡を広く認める理論構成を行なうことは、 以上のように、@・⑮・ⓒのそれぞれの論点から譲渡禁止「特約」付債権に関する「 次に③物権効果説、 限的に解し、 債権譲渡の原則をより広く認めるような解釈が正しい。 権の譲受人に対して、譲渡の無効か、悪意の抗弁を主張できるにすぎないとする債権効果説をとり、 ⑥債権効果説の対立点はどこかが問題になる。 ②に詳論するように、近時の判例の流れに添う解釈であるといえよう。 「特約」の効力を債権的に生ずるものとして把握し、当事者の一 そうすると次に譲渡禁止 悪意」 の第三者の範囲 「特約」 その解釈に立 方は 付債 特約-度に 権 9 0

ある 意」で譲り受けた者に対し、 になり、 いことになる。 効だ」と主張させることは可笑しいが、それを認めないと、 者がその「 物権効果説は、 (債権者も譲受人に無効を主張できるかは、 その「悪意」 特約」を知っている第三者に譲渡した場合は、 したがって債権者にもこの主張を認めることになる)。 譲渡禁止の「特約」によって、本来譲渡性を有する債権が、その譲渡性を奪わ の第三者は債権の譲り受けをもって、 債務者のみが、 その債権譲渡の無効を主張するか、または「悪意」の抗弁を主張しうるにす 自分が債権を譲渡しているのに、 債権者は債務者に対し「特約」不履行としての責任を負 債権者に対して債権を有する第三者の権利行使は認められ 債務者及びその者の利害関係人に対抗できないとする見解で ⑥債権効果説は、 ・ 「お前は悪意で譲り受けているか 譲渡禁止 れた債権となっ 「特約」 付 債権 て を ら無 ts

② 譲渡禁止債権の創造とその利益享受者の問題点

正当だといわなければならないであろう。

論

特約一 債権その の合理的 な債権も前述したような債権と同様に た米倉教授も指摘されているような忠返しの意味をもって生じた債権は、個人的結合関係が極めて強いといえるのであっ 債権者側 n されることは心外であり、銀行としても顧客との間で、 そ þ 0 債務者が逆に弱い立場にあるとする場合はどうであろうか。例えば銀行が売掛代金の回収義務を負担し、 その論点を指摘 ば れを顧客の積立預金とする場合、 ために積立預金に廻すとしている場合、その債権の譲渡禁止の「特約」の利益は確かに債務者たる銀行にもあるけれど この債権について当事者間で譲渡禁止の「特約」をすれば、 債権者たる顧客の方にも利益がある場合がある。 権効果説 そしてその利益の享受者は通常債務者(銀行等の金融業)であるところから、 を締結する理由をもっているといってよい。 取立業務を依頼した債権者たる顧客の方が銀行よりも有利な地位にあるので、この場合の弱い立場にある銀行。 したがって、 にあり、 な調整基準を適用することになる。 0 の見解によると、 しているので、どのように解すべきかは明白になったといえよう。 また銀行の 理的 そのような場合には、 に割切れない性質のものであれば、このような意味をもつ債権に対しては、 「特約」 譲渡禁止の「特約」の対象となった債権は、その譲渡性が相対的に奪われるとするもので 銀行としては折角、 締結の趣旨は、 「特約」の存在は対抗問題で解決される法解釈の対象となって、 そして対抗問題として把握する限りは、 双方に譲渡禁止の「特約」をする理由があるだろう。 このように考えると、 したがって顧客のなすべき集金業務を、その顧客に代って集金 銀行の反対債権の確保を目的とするものだけではないといえる。 譲渡禁止の「特約」をすることで、 集金して獲得した顧金の預金を、 その利益は当事者の一方または双方にあるということが 譲渡禁止の「特約」の締結を要求される理由 しかし、逆に債権者が強い立場にあり、 前にこの点についての問題提起をし、 特約」によって譲渡を禁止 その客によって直ちに他 集金業務の報酬をうけるとす そうすると、 その「特約」 対立する権利 回収代金を顧客 この に譲 K 25 つよう つ 関 n が ¥ 渡 は

力を附与するという見解であり、

特約」

違反の債権譲渡は無効とするという効力を認めるからである。

即ち物権効果説では「特約」

に物:

効

P

その効力を強く認めるという物権効果説を適用すべきではないかと考える。

も財産性の ない。 み存在するものであれば、 を附しておればそれの無断譲渡については、 が 債務者、 ての相違 は相対的に効力を附与する解釈をするものであつて、 権者が、 ないのであって、 策上のことであって、 る債 の抗弁の主張をすることができる点も同様である。 ができるが、 権を創造するか <sub>ያ</sub>ን 譲渡禁止の「特約」を附する債権を創造する利益が、 そうすると「特約」にどの程度の効力を認めるかは解釈上の問題であるから、 債務者に対し「特約」不履行の責任を負わなければならないことも、 及びその他利害関係を有する者も、 ながら、 高 後説によれば原則として債務者のみが、 前説によれば債権者・債務者及びその者と利害関係にある者は、 P この点物権効果説 特定の債権 のに銀行預金があるが、それについて譲渡禁止の「 否か 前述したように、 は、 その「特約」の効力を債権的に附与する見解をもって解釈し、 主観的問題であり、 (継続的に生ずる債権であれば、 ・債権効果説の対立する点はなく、また「悪意」 「善意」の第三者には対抗力を有しないとする点は、 共に無効、 物権効果説に立って解釈することによって譲受人が悪意であれ それが客体である債権について、 さらに、 その無効・及び悪意の抗弁を主張できる、 前述したように譲渡禁止の「特約」を附した債権の無断 または悪意の抗弁をもって対抗できるとし、 当事者双方に存在するような債権であって、それに「 前述したように、 その継続的な債権) 特約 を附与したように、 その無効・及び悪意の抗弁を主張すること 物権効果説・債権効果説に対立した見解 譲渡禁止の「特約」 どの程度の効力を附与する について、 の第三者に対しては、債務者は 物権効果説は絶対的に、 債務者はその債権 明文上否定することはでき 譲渡禁止の という点にある。 債務者の利 を無視して譲渡 債権のな 益の ば、 の悪意の譲受 かでもっ 債権効果説 た 特約 K した債 立法 政

人に対してのみ、 その無効及び悪意の抗弁を主張できると限定すべきである。

(3)譲受人の善意・ 止 0 特約 悪意について に違反してなされた債権譲渡につい て、 善意の 第三者に対しては、

ことができない、

とするのを例外とし、

債権の譲渡人の地位を保護したとしても、

その善意の解釈について、

例えば過失

その

特約

をも

緰

そこで古い学説・判例に遡り、その理論を研究してみたい。

判例(宮津区判昭和一三年一月三一日新聞四二四〇号一七頁)もある。 質入が禁止されていることを知ったような場合は、 **しの判決は共に、** 月二八日新聞一四三四号一七頁)等のように、債権の譲受人において、譲渡禁止の「特約」がなされていることについて知ら 報五一〇号二六頁、 るいはその証書を保管している場合とか(長野地判大正四年一一月一一日評論四民七二七頁、京都地判昭和一三年五月二〇日法律新 されないという点を明確したといってよい。 なかったとしても、 条項のなかに、 般であるが、預金者が、預金契約成立後に銀行から交付をうけた預金通帳に、その旨の記載がなされていることで譲渡 戦前の判例によると、@銀行に対する債権の譲受人が譲渡禁止の記載されている債権証書・預金証書の交付をうけ、 譲渡禁止の「特約」の定めがなされている甲会社に対する預金債権を譲り受けた場合(東京地判大正七年六 同昭和三一年一一月一〇日判夕六六号九四頁)、①甲会社と金銭消費貸借取引のある乙が、 「特約」を知りらべき状態にあったことで譲受人の過失になるとし、その者は善意の譲受人として保護 これを知りうべき状態にあった場合には、譲受人を悪意として債権譲渡を無効としている。この@ しかし預金通帳、 譲渡禁止の「特約」が黙示的に成立したとすることはできないとする 預金証書には、譲渡・質入禁止の記載がなされているのが 甲の普通貸付約款 あ

譲り受けることができない。 四八年七月一九日民集二七巻七号八二三頁は「…重大な過失は悪意と同様に取扱らべきものであるから、 の譲受人も悪意の譲受人になると解し、 の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であっても、 これまで述べてきたように、 ③・⑥の判例は、悪意の譲受人はどういう状態にある者をいうかについて、 譲渡禁止の「特約」が附された債権を悪意で譲り受けても、 有効に債権を譲り受けることができないとしているものである。 これにつき譲受人に重大な過失があるときは、 譲受人は、 悪意の譲受人と同様 その債権を有 譲渡禁止 また、 過失のある善意 最判昭 の特約 効に 和

務

、者の双方にある場合には®説によるとし、

証させることを結びつけることで、

債権の財産性は

一層確保されることになろう。

しかし、

「特約」

の利益が債権者

債

を立

軽過失も悪意の範疇に入り、

善意の第三者の範囲を狭めることで、

債権取引

この主張をする債務者が、これを必要とする要件事実―「特約」の存在と譲受人の悪意<または重過失>

譲渡禁止特約付預金債権をCに譲渡した場合に、 くとも銀行取引につき経験のあるものにとっては周知の事柄に属するというべきである」と判示し、 は一般に譲渡禁止の特約が付されて預金証書等にその旨が記載されており、 譲渡によってその債権を取得しえないものと解するを相当とする。 その性質上黙示の特約があるものと解されていることは、 譲受人Cに重大な過失があれば悪意者と同様に保護されない、 ひろく知られているところであって、 そして、 銀行を債務者とする各種の預金債 また預金の種類によって A Ø B は このことは少な 明示 銀 行に対する 0 特約 が 15 7

日本民法<債権総則上>三六七頁)、 しており、 これらの判例 ⑥軽過失には対抗できないが、重過失者には対抗できるとする説 現在においても、 の動きに対応し、 定立した判例・学説は存在しない。しかし、 学説は②過失の有無を問わず、 善意の譲受人に対抗できないとする説 (我妻・債権総論五二四頁・判例民法昭和一二 昭和四八年の最高裁判決以降は②説が有力 (米倉・債権譲渡一七六頁以下) (近藤-等の見解が対立 な学 釈

場合は⑥説によるものとし、 説になりつつあるといってよい。 とになって、銀行預金債権の譲渡性が著るしく制限される結果になるからである。そして、この⑥説と譲 知っているとする周知性が肯定され、したがって、その者が預金債権の譲渡をうける場合は、 者は⑥説によるとしないと、 譲渡禁止「特約」の対象となっている債権の性質から判断 通常銀行取引を行う者にとっては、 その利益が債権者・債務者双方にあるような場合は国説によるべきではないかと考える。 預金債権等は譲渡禁止の「特約」 Ļ 特約 の利益が債務者側にの 常に重過失が認定されるこ が附されていることを 波禁止 み存在するような 0 特 前

9

論 ついては債務者に、善意については譲受人に立証責任を分配するという見解(倉田・金融法務実務七○九号二九頁注⑮) の安全を阻害する結果となるにしても、 民法四六六条二項は、特約の存在を本文とし、第三者の善意を但書とする条文の体裁からいえば、 「特約」をした当事者の意思を優先させる方が正当であると考える。そして⑥説 「特約」の存 在

加 譲渡禁止の特約付債権と差押との関係 びつけることで、債権の譲渡性と調和させるべきだと考える。

権の譲受人が善意である場合は、その債権を有効に譲り受けることができるという点は、前述してきた通りである。 は譲渡禁止の「特約」の附されている債権が差押(取立権・転付命令)の対象となりうるか、ということである。 権は譲渡性を有しない債権となり、 債 権者・債務者間の譲渡禁止の「特約」の効果は物権効果説・債権効果説の何れの見解に立つにしても、その結果、 原則としてその「特約」違反の債権譲渡は絶対的または相対的に無効である。 ただ債 債 題

する債権の差押を申請し、それに基づいて法律上当然の取立権を取得する方法(民執法一五五条)をとるか、もしまたは差 訟を提起し、その債権の取立権を取得して、それを取り立て債権の満足をうける方法と、BがCに対して有する債権を… 押えられた債権について、Bを債権者とするCに対する債務名義が存在しないときは、 押禁止規定(民執法一三一条・一五二条)との関係で問題になる。 及び転付命令を認めるとすれば、 を得て、直接券面額で債権の満足をうける方法(民執法一五九条)とをとることになるだろう。そうすると、これら取立権、 (債権譲渡があったと同様に) ······Aに移転し、 般原則からいえば、債務者Bの財産のなかに、Cに対する債権があれば、債権者Aはまず裁判所に対し、BがCに対 事実上譲渡禁止の「特約」を認めないのと同様になり、その結果民事執行法に定める差 BがAに券面額で支払ったことにする転付命令を申請し、それの命令 Aは自己の名でCに対する給付訴

(1)判例 学説の見解

して、 取立権の 月七日 条二項の法意であるとするところにある。 とを目的とするものであっ 判例理 其債 大判. れに対し、 譲渡禁止 大正 民集一〇巻七八三頁、 転付命令は許されないとしたものである。 権 論 ヲ の 差 四年四月一日 根拠とするものは、 抻 あっ 学説は、 転付命令ヲ以テ之ヲ自己ニ 特約一 取立命令については、 民録二一 て、 が附されている債権であることを知って転付命令を申請した債権者 同昭和九年三月二九日民集 債権 巻四二二頁は 当事者間の譲渡禁止の 0) 実質的には債権の譲渡と同 地位の移転を生ずるすべ そして民法四六六条二項は、 移転七 取立命令は債権移転の効力を生じないとしても、 この判例は、 民法第四六六条第二項 シムル 「特約」にその効力を法認するのは、 一三巻三二八頁と続く判例の先例としての役割を果 コ Ի 同大正一四年四月三〇日民集四巻二〇九頁、 ての場合について「 ヲ 得サ 様である。 ル モ 強制執行による債権の移 ノ規定ハ…… ノト したがって、 解 ス 特約一 丰 ÷ 債 悪意の債 0) ノト 権者 効力を認 ス は、 当事者の便益を保護するこ ノ債権者モ 直接の債権者以外 転の場合も適用 と判示してい 権者に 悪意の第 めるのが は 同 取 立 昭 民法 で から あると 远 年八 ると 者に

これ 則違反を衡平の が悪意である場合に 立権を認むるべきであると主張していた。 行法では取立権) を認め、 一意の 記 大正四 (取立権)を否定する見解や、 (図) 行使を与えるのであるから、 まず最初に、 方では、 第三者を保護することで債権取引の安全を確保することに 債 |年の判例理論に疑義を提起され、そして、やがて:| |観点から救済するために譲渡を無効とするもので 権移転の効力が生ずる転付命令は認めないとする見解等があるが、学説の殆んどが、悪意の債権)) を否定する見解や、差押を認め、ただ取立命令(現行法では取立権)は債権移転の効果は生じな その債権についての債権者と債務者との間の主観的事情を考慮すべき要求とが調和することになるが は、 雉本博士は、 その転付命令を認め 民法四六六条二項は、 同時に、 ないとする前記判 そして、やがて我妻博士も、 譲渡禁止の「特約」が 契約当事者の 判 あって、 (大判大正四年) な つ 「特約」に反して債権が て、 強制 附された債権に対する転付命令を求 債 民法四六六条二項は通常の 執行までもカバ 権の をめぐっ 財 産 性 て、 とし 1 その 7 できるもの 譲渡されたときに、 0) 争点が 要 請 K では 応えることに 明 8 確 た債 K ħ 7

緰

年の判例に反対の見解を明確にされた

を転付命令による「移転」についてまで類推し、 命令の有効性を認めることの不合理を指摘され、 裁判所が関与する強制執行の場合は第三者に相当する差押債権者の善意を条件として、 準用する根拠は存在しない、という理由で鴙本博士と共に、前記太民法四六六条二項は、あくまでも債権譲渡に関する規定であって、 第三債務者に対する差押や、 前記大正 これ

五二条)が明文で差押禁止財産を制限して規定し、 ようになった。そしてこのことについて自覚されるようになると、前記大正四年の判例理論を踏襲する大判昭和九年三月 ある性質を奪い、または制限できることを認めることになる。(iii)一般債権は担保となる債務者の総財産のうち、 て取立命令または転付命令を申請できる旨定めている法意に反し、 一九日民集一三巻三二八頁や、同昭和一五年四月八日新聞四五六九号八頁の判例を変更し、最判昭和四五年四月一〇日民 これに対し、 |四巻四号二四○頁は、(ⅰ)民法四六六条二項を譲渡以外の原因による債権の移転について適用する合 理 従来の判例理論によっては、預金債権は強制執行において、もっとも効果的な手段である転付命令の埓外に 預金債権については譲渡禁止の「特約」をするようになるに伴ない、それについての悪意者とみなされる債 (ii)転付命令について民法四六六条二項の適用があるとすると民訴法五七〇条・六一八条 戦後の銀行実務界で、主として預金債権と貸金債権とを相殺することで、 同法六〇〇条が差押金銭債権について、 私人が意思表示によって、債権から強制執行の客体で 銀行の貸金債権の確保を意図 差押債権者の選択にしたが (現行民執法一三一条・一 的 根 お 拠がな 債務者 ħ つ Š

ことができ、

る学説の反対があったとしても、

に対する譲渡禁止の「特約」の締結への取組みという実務上の対応がされていなかったとしたら、

大正四年以来形成されてきた判例法理は、

例えば扶養債権とか、

<sup>松</sup>給債権のような法律 前記両博士を中心とす

つまり預金債権

なる等の理由をもって、譲渡禁止特約附債権であっても、差押債権者の善意・悪意を問わず、転付命令によって移転する の締結している債権譲渡禁止の特約がある債権については、それの差押ができないという不利益をうけなければならなく

これについて民法四六六条二項の適用はないとするに至った。ただ現実的な銀行側の対応、

持する学説 については、 できなかったであろう。そして右の最判昭和四五年の判例をもう一步進めたのが最判昭和五二年の判例である。 の 上譲渡できない債権は、第三者の善意・悪意を問わず差押も不可能であるのに対し、譲渡禁止の「特約」が附された債権 特約」に効力を附与するものであるから、一応の説得力を有する見解であるとみることができるし、また、これを支 (兼子・増補強制執行法一九四頁、 その「特約」を知っている悪意の債権者の差押の効力を否定するものであって、 松浦民訴演習Ⅱ一九三頁等)も多いことをみると、容易に判例変更をみることは 私法自治の精神に

て以下この判例を具体的に検討してみることにする。

(2)<事案の概要> Y 最判昭和五二年三月一七日民集三一巻二号三○八頁について。 ※ (被告・訟訴人・被上告人) は訴外甲会社に対して、 昭和四四年六月一八日保証金一二〇万円を預り、ビルの一

室を賃貸していた。

四五万円の支払いを求めた。 の正本は同年一月二二日Yに送達された)。そしてXはYに対して、一二〇万円の保証金のうち、 正証書による貸金返還請求権)をもって、甲会社のYに対する保証金返還請求権の差押及び転付命令をらけた Xの甲会社に対する債

甲会社の債権者X(原告・被訟訴人・上告人)は、昭和四六年一月二〇日債務名義

書によって譲渡通知がなされているから、 これに対し、 Yは前記甲会社の保証金返還請求権は、 Yは乙に弁済すべきであって、Xの支払い請求に対しては応ずることができな 甲会社から乙に譲渡されており、 Yに対しても確定日 付

頃、 乙はその「特約」 **(b)** 乙に対して甲会社からの債務譲渡の通知について承諾を与えていたという事実がある。 ところで、 Y・甲会社間では、この保証金返還請求権に譲渡禁止の「特約」が附されており、 の存在を知って譲り受けたのであるが、 債務者であるY は、 Xが差押える前 Xはこの点をとらえて、 0 昭 和 四五年 債権の譲受人である 月二七日

(執行力のある公

渝

債権 た対抗要件もその効力がない。 渡は無効であり、 譲渡の 通 Yに対する保証金返還請求権) 知 (昭 「和四五年八月二六日付)とは別個に改めて対抗要件を具備することが必要であると主張 債務者Yが後で承諾を与えても遡及して有効とはならない。 また、(ii)承諾の事実をもってXに対抗するには、 の譲受人乙が譲渡禁止の 「特約」の存在を知って譲り受けた場合は、 したがって、(i)債権譲渡の時に その承諾前になされた確定日付 した。 その なされ 0

のといわざるをえない。そうすれば、 いることを知っていたとすれば、乙は訴外甲会社から本件債権を譲り受けたとしても、 て乙は本件債権を取得するに由ないものといわなければならない。」と判示。そこでYから控訴 (c) 第一 審 ば X 0) 主張を認容し「乙が本件債権を譲り受けるにあたり、 その後甲会社がYに対して本件債権の譲渡を承諾したとしても、 同債権について譲渡禁止の 本件債権は乙に移転しな 特約 これらの行為によ が 附され か たも て

定日付 その譲 定日付の るXにこれ に適法に乙に譲渡され、 控訴審は、 渡の をもってされているから、 ある証書をもって証明する必要はない。 を債権譲受当時知っていたのであるが、 をもって対抗 H 本 である昭 件保証金返還請求権には譲渡禁止の「 和四 し得るものであり、 甲 五年八月二六日に遡及して、その効力を生じたものといえる。 -会社は、 Yとしては、 本件債権 このような場合、 その譲渡の承諾によって有効となった本件債権の譲渡の事実を第三者であ 0 差押え、 Yが債権譲渡を承諾することによって甲会社と乙間の本件債 債権者では 特約」が 及び転付命令が発せられた当時、 ts あり、 か 承諾のあった同年一一月二七日以後、 つ たのであるからXは、 かつ、 右債権の譲受人である乙は、 右転付金 そして、 被転付債権たる本件 命により本 右債権 改めてその事 その 譲渡 作件債 譲 0 .债 渡 権 通 を取得 実を確 知 渡 権 が 止

備

していても何ら意味のないものである。

債権譲渡契約は、

するに由ない、

としてXの請求を棄却した。

そこでXは、

「……譲渡禁止の特約は物権的効力を有するものである。

譲渡の効力を生じな

従って訴

外甲

会社と乙との

すな

右譲渡契約が仮

りに対抗要件を具

それは、

甲 と Y

わ

ち

特約

K 違

反して譲渡する債権者の義務違反を生ずるだけでなく、

乙の悪意を前提とする限りそもそも何ら効力を生じないものであり、

何故なら譲渡が可能になる前に予め確定日付で通知しても、

述したように、

債権譲渡の禁止の

「特約」

を締結する利

温は、

原則として債務者側にある。

す ts

わ

ち債権者

済して、債務を免れることができる(民四六六条二項参照)

しかし前述したように、右の意味をめぐって見解が分れており、甲会社・Y間の保証金返還請

譲 は

渡無効か、

間

を拘束する特約にすぎず、

もし特約に違反し債権が譲渡された場合には、

または悪意の抗弁を主張できるにすぎないとする債権効果説と、

甲会社・Y間で譲渡禁止の

「特約」をすれ

債務者であるY

は

乙に対して、

家権

0

譲

特約

て譲 付命令を得た第三者に対しても債権譲渡の効力を対抗することができる、としてXの上告を棄却した。 とができるかについて積極に解し、 譲渡に際し債権者から債務者に対して確定日付のある譲渡通知がなされている限り、 者に対抗し得るためには、 、本件判決の問題点> り受けた場合でも、 渡禁止の特約を両契約により消滅させたりえ新たに乙に債権譲渡をすることに他ならないのであって、 決 由をもって上告。 譲 渡禁止の「特約」の 債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、 これに対して、 その時点で、第三者に対する対抗要件を新たに具備しなければならないのは理の当然である。」 その譲渡の効力は、 附されてい 上告審は譲渡禁止の「特約」のある指名債権を譲受人が「特約」の存在を知 る債権を悪意で譲り受けた場合であっても、 債権譲渡は譲渡の時にさか 債務者は右承諾後に 譲受人は有 のぼって有効とな 効に譲り受 債 権 0

た日に遡って対抗力が生ずるとした初の最高裁判例である。 Y 間 の譲渡禁止の 「特約」 の存在していることを乙が知っていたとしても、 甲会社・乙間の債権譲渡を債務者Yに通知した時に生じ甲会社 Yがそれを承諾すると、 甲会社がYに通 知し

ある。そうすると、 ることによって、 債務者はその者から支払い請求をうけても、 債務者の債務の履行を容易にすると同時に、 債権譲渡禁止の 「特約」 それを拒否し、 があるのに、 債権者が第三者に譲渡した場合、 また弁済期が到来しても、 債権関係における信頼関係を固定することができるからで その者に弁済せず、 その 第三 一者が悪意で 原債 権者 K

**— 15 —** 

論

悪意の第三者も、

債務者の承認を前提として、

有効に債権を譲り受けることができるとしたものである。

相違点がある。 債権譲渡はなかったことになり、Xが悪意であっても、有効に甲会社のYに対する保証金返還請求権の差押ができるという ば 説では、Xもその無効を主張することができるから、 張できるのであって、Yはその譲渡を無視して甲会社に返還すれば責任を免れることができる。これに対して、 譲受人乙が悪意であれば、Yは甲会社の債権譲渡の無効を主張することができるが、 甲 · 乙が悪意の譲受人であれば、乙に対する債権譲渡は無効となるとする物権効果説とが対立している。 会社のYに対する保証金返還請求権は、 したがって第一審は物権効果説から判断しているのに対し、本件判決は無効行為の追完の法理をもって、 その譲渡性を失なった債権となり、 Xが甲会社・乙間の債権譲渡の無効を主張すると、 したがって甲会社がその債 債権効果説では、 Yのみが 甲 しかし |両説

権譲渡は 件判決は原審 権を譲渡した旨の事実をYに通知し、またはその承諾を得た日から有効となる。 は遡って有効となるものではない。 してなされた債権譲渡は無効であるから、その後にYがその譲渡を承諾したからといって、 て 右の点についてもう少し具体的に述べよう。 ないの 無効であるが、 (控訴審) Xの差押及び Y 判決を支持し、「特約」の効力を債権効果説からでなく、 が甲会社・ 転付命令の方が乙に優先することになり、 したがって、その有効となった事実をXに対抗するためには、 乙間の債権譲渡を承諾したことで、それが有効となるとする無効行為の追完の法 本件第 一審判決は、 物権効果説に立って判断し、 Xの請求は認容されるとした。 しかし本件では、 もともとBが悪意であるから、 甲会社・乙間の債権譲渡 譲渡禁止の 甲会社はその手続 甲 -会社が これに対 B に 約 新 その債 た をと K K 反 本 債

五八頁がある。 九号一七一七頁、 知のよう ①は、AがX所有の山林を無断でYに売却し、Yがその立木を伐採したので、XがYに対し、伐採の禁止 ②最判昭和三七年八月一〇日民集一六卷八号一七〇〇頁、 判 例 通説 は 無効行為の追完の法理を認める。 判例をみると①大判昭和 ③同昭和四三年八月二日民集二二巻八号一五 ○年九月一○日民集 兀

かい

Xの請求を排斥したものである。

の役割を果すことになるだろう。

真実の権利者が後日これを追認するときは、 ②は控訴審の「……或る物件につき、なんら権利を有しない者が、これを自己の権利に属するものとして処分した場合、 損害賠償の請求をした事案である。 譲渡人が債権を取得すると、 のと解するのが相当である」とした判断を支持したものである。 Xのため効力を生ずるとして、Xの請求を認容した控訴審判決を破棄し、 その譲渡が有効となり、 大審院は、 無権代理行為の追認に準じ、 XがA・Y間の売買を追認したから、 譲渡時にした譲渡の通知も有効になるとしたものである。 ③は他人の有する債権を譲渡した場合であっても、 右処分は、当該権利者のために効力を生ずるも 裁判のやり直しを命じて差戻したものであり、 無権代理の追認と同様にこの売買は

日付よりも先であった場合についての判断はしていない。 Xの主張は認められない、という結論になる。 しても 以上の判例・通説によると、Xが、甲会社の保証金返還請求権は、 無効であると主張した場合でも、 甲会社・乙間の債権譲渡はYの承諾によって遡って有効となっているのだから、 只本件判決はXの差押及び転付命令の日付の方が、 そうすると、 譲渡禁止の「特約」 本件判決は前述したような事案に対する判例とし 付債権であるから、 Yの乙に対する承諾の それ を

③の判例と同様に、無効行為の追完を認めるものが多い。

註(37) 立法者(梅博士)の趣旨について論述している点、 民法四六六条二項の没革及び立法理由について、 それを明確にされたのが米倉教授 (「債権譲渡ー禁止特約の第三者効―」二八頁以下) であり、 注目すべき研究である。 明治二八年三月二二日第七二回法典調査会における審議過程に研究のス 推測の域にあった

(38)米倉・前掲六八頁以下、 好美清光 「譲渡禁止の特約付債権と重過失ある第三者」 民法判例百選20七六頁

(39) (大判・大正四年四月一日民録二一巻四二二頁、 同昭和六年一○月一三日新聞三三二六号一○頁以来の殆んどの判例がこの見解であって、後揚最判昭和五二年 同大正一四年四月三〇日民集四卷二〇九頁、 同昭和六年八月七日民集

〇巻七八三頁、

三月一七日民集三一巻二号三○八頁は物権効果説に立って、無効行為の転換理論を展開したものといえよう) 「債権総論」五二四頁、松坂・「債権総論」一六八頁、抽木=高木「債権総論」三五二頁等)の見解である。 通説 (我妻・

(40)この見解に立つもの、東京控判大正二年一二月一四日新聞四一九号二五頁、大判大正一五年一一月一日評論一六民七五一頁

石田文「債権総論」二〇九頁、近藤=抽木「債権総論」三六四頁。

(41) 後掲最判昭和五二年三月一七日民集三一巻二号三〇八頁参、。

(42)

雉本・京法一二巻一一号一〇六頁。 「強制執行法要論(中)」一〇五三頁、岡松・法学新報一二巻一二号二三頁。

(44)雉本・前掲一〇五百 (43)

(45) 我妻・法学志林三四巻七号三二頁

× 本件判決については、中馬義直教授の解説がある(ジュリスト昭和五二年度重要判例解説七〇頁参照)

む す び

つであるといえよう。 しながら考察をすすめてきた。周知のように、これらの問題は古くして、新しい問題点が次から次へと出現する論点の一 以上、 私は債権譲渡の問題点を指名債権に絞って、民法四六六条乃至四六八条の解釈から摘出される学説・判例を検討

の原因関係と証券的債権との関係が主として研究対象となっているといってよい。したがって指図債権の譲渡に関する諸 問題や、債務者の異議なき承諾の問題点の研究に焦点が注がれ、指図債権の譲渡に当っては、それと共に裏書及び債権発生 を目的とする物権行為と異なり、 有因性説・無因性説の理論の対立は、債権譲渡についても持ち込まれてもよいが、前述しているように、 その論点の一つはその性質であるが、 観念的な権利を目的とする債権の譲渡については、特に民法四六七条・四六八条の対抗 債権譲渡を準物権行為とする点に異論はない。したがって当然物権行為における 目に見える物件

私はこの問題につい

て前に

(a)

債

権の二重譲渡で二人の譲受人が共に確定日付のある証書による通

権

の復活を主張する我妻説に賛成することになった。

更に分

を補充すべきは、

前に指摘したように、

指名債

の

重 譲渡

と確

定日

付 0) ある

通

知 Ø 同

時

到 知 達

ō

で

承諾を得ている場

ながら、

債権譲渡にあたり、

論じてい 者につい それをめぐる議論が展開されている。 間 る指名債権の二重譲渡と確定日付のある通知が同時に債務者に到達した場合に、いづれに効力をもたせるべきかについ ところで本 制 ては すべて有価証券法の研究にゆずり、 な 限 説 確定日付のある証書を要求していること、そしてそれをもってしなければ対抗し得ない 稿日を発表してかなりの時間 の論文のなかで民法四六七条は、 したがって、 カン B 無制 限説へ 債務者がその通知に対して「異議ヲ留メスシテ」なした承諾と、民法四六七条の「承諾 後にこの点補充することにする。 の 判例 そこで一の論点を補充する意味で、 学説の を経過しているうえに、 専ら民法四六六条乃至四六八条の解釈について私見を展開したにすぎな 流れを指摘し、 債務者に対する対抗要件と、 次に、 その問題点を論じた。 後述するように、 民法四六八条については、 その議論について検討を加えることにする。 債務者以外の第三者に対する対抗要件 しかし近時、 数個の重要な最高裁判例が その立法精神 極めて重要な問 「第三者」 -を堀 示され、 の 'n 題 とな 起し 後 て に

らか したがって消滅している債権の譲渡について債務者が で債権が されるのは、 弱さを補強したとされる安達教授の指図引受説について、これを紹介し、論じた。 0) 関係が K その抵当権は復活するか否かである。 不明 消 ては、 滅すれば、 弁済または ?確であったのを明確にすると同時に、 判 例にも迷い たとえ抵当権の登記は沫消されていなくても、 時効によって消滅している債権譲渡について、 がみられ、 学説の対立する争点の一つとなっているが、 本来、 債権のないところに抵当権は存在しないのだから、 前者に対する判例 「異議ヲ留メスシテ」承諾した場合に、 それは実体上存在しない架空の抵当権 ・通説の見解である公信力説について、 それに対する抵当権が沫消されずに存在して しかしながら、 債権の善意の譲受人に限って、 その抵当権は復活するかど 問題の一つとして指摘 弁済または にすぎな その理 論的 抵 た

-19 -

と

綸

判時九七五号四八頁、 方法はない その物件には一個の登記しか存在しないので、二重登記はあり得ないが、 合は、その証 の債権譲渡が共に民法四六七条の対抗力を有しないことになる(東京地判昭和三五・一二・二四日)」と指摘したに留 る論点である。 同昭和五三年七月八日判時九〇五号六一頁、 0) .書の日付によって、先の日付の債権譲受人に対抗力を生ずる。 だから、二重に同一日付の債権譲渡の確定日付のある証書が作成される場合がある。このような場合は、二 最判昭和五六年一〇月一三日判時一〇二三号四五頁)が示されているので、 したがって、この論点についても、 同昭和五五年一月一一日民集三四巻一号四二頁、 その後相次いで重要な判例 債権そのものには原則として対抗要件たる公示 ただ不動産物権変動の対抗要件である登記 (最判昭和四九年三月七日民集二八 それらの判例、 東京地判昭和五五年三月三一日 /卷二号

る学説を検討することによって、それを補充しなければならないと考えている。

後順位の譲受人に対抗できるとした。そしてこれをもう一步前進させたのが最判昭和五五年判決であって次のようにいう たときは、各譲受人は、互い ことを示したものである。 と判示したが、これは東京地判昭和三五年一二月二四日下民集一一巻一二号二七五七頁が、 したがって債務者に対しても同様の主張はできないが……」後順位の譲受人に対する関係においては、 ないとしていたものを、 成された場合について、 債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令を執行した者との間の優劣を決する場合においても何ら異なるものではない」 先後によって決すべきであり、また確定日附は通知又は承諾そのものに必要であると解すべきである。 後によって定めるべきではなく、 まず判例の見解であるが、最判昭和四九年判決は「譲受人相互の間の優劣は、 各譲受人は、 確定日付のある証書が到達した日をもって、 この判例を踏襲した最判昭和五三年判決は「……複数の債権譲渡通知が同時に債務者に到達し に他の譲受人に対して自己のみが唯一の優先的譲受債権者であると主張することは 確定日附のある通知が債務者に到達した日時又は確定日附のある債務者の承諾 他の譲受人に対し、 及び債務者に対し、自己が当該債権の債権者であると主張 指名債権の二重譲渡の場合の優劣の判定基準に 通知又は承諾に付され 確定日付のある証書が 先順位 そして右 た 確 定 日 の 同 理 日 附 なる の先 日

関係に をうけてもそれを拒むことができる、とするものである。しかしこの説では、第三きず、したがって第三債務者に対しても自己の債権を弁済するよう請求できない。 判例を変更し、 譲受人は債務者に対し、 ないのである」と。これを踏えて東京地判昭和五五年判決は「……互いに右譲受債権について自己を債権者として主張す 害として執行機関に呈示することにより、 債務者に対してその給付を求める訴を提起・ のある譲渡通知と右債権に対する債権差押通知とが同時に第三債務者に到達した場合であっても、 債務者は、 者に対しそれぞれの譲渡債権についてその全額の弁済を請求することができ、 れを拒むことができないとしたものであって、 ることができる」とするに至った。そうすると確定日付説に立った東京地判昭和三五年判決は、それが同日付の場合 して弁済の責めを免れることはできないとしたもの、 わらず、 ?時到達説に立ち、 指名債権が二重に譲渡され、 て強制執行がされた場合に、 次に学説をみてみよう。 おいても、 誰にも弁済を拒否できることになり妥当ではない。 他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、 各譲受人は他の譲受人に関係なく自己の債権のみを債務者に請求することができ、 各譲渡人は債権者であると主張できないとしていたものである。そして、 確定日付のある債権の各譲受人間では、 自己の債権の優先を主張できないとしているものを最判昭和四九年判決・同昭和五三年 学説にも動揺があり、 右債務者は、 確定日付のある各譲渡通知が同時に第三債務者に到達したときは、 執行手続が満足的段階に進むことを阻止しうる 二重払の負担を免れるため、 追行し無条件の勝訴判決を得ることができるのであり、 東京地判昭和五五年判決は、 a 第 と解するのが相当である。 説 は、 そこでの第二説は、 相互に優先的主張ができない。 各譲受人はそれぞれ対抗し合ってい 単に同順位の譲受人が他に存在することを理 当該債権に差押がされていることを執行上の障 それを前提としているということができる。 第三債務者は債務を負担しているに 譲受人の一人から弁済の請求を受け また、 確定日付のある通知書の先後で決するこ そしてその結果第三債務者は弁済請 指名債権の譲渡に (民訴法五四四 最判昭和五五年判 そしてこのことは 債務者は 右債権の譲受人は第三 るので優先権 ただ、 は か 条参照) 右判 かる 原則としてそ 債務 決は従来の 決に 判 確定日 にすぎ 由 債 か

論

分割取得したのであるから、 のような帰属の仕方をするかということである。 きるとする見解となった。 そこで、⑥第三説は本件判決と同様に、 の不真正連帯債権になぞらえる法律関係になるとする横山 すると債務は消滅し、 とする石田説と、 #になぞらえる法律関係になるとする横山・本田説が対立しており、◎第三説(最判昭和五五年判決)へ&し、他には弁済の必要はないのだから、それは連帯債権のような関係になるとする鈴木録説とか、一種◎第二説は一個の債務が各譲受人の全員に帰属しており、第三債務者がそのなかの一人の譲受人に弁済 しかし難解は譲渡の目的となっている債権は一個であるから、その一個の債権が各譲受人にど 平等の割合の有する債権額のみについて、 各譲受人は互いに第三債務者に対して、自分が債権者であると主張することがで これについても見解が分れ、⑦第一説は各譲受人は平等の割合で債権を 第三債務者に対して支払いを求めることができる

の疑問は解明されていない。

債権者として債務者に対して強制執行を求め、 のうちの一人に弁済すると、 が ろう。そうすると、 ない場合に限って第一説を支持したいと思う。 思うに、 回第二説は、そもそも各譲受人間に主観的結合関係はないのだから連帯的債権として解釈することは無理 ⑦第一説ということになるが、私は債務者が支払い不能の状態にあって、 他の譲受人の債権が消滅するというものではなく、 債務の弁済を求めうる機会はあるからである。 何故ならば、 数個の同日付転付命令のような場合と異なって、各譲受人 弁済をうけなかった他の譲受人は、一般 他に債権の引当となる財産 であ

をうける債権であっても、 以上が一のまとめと、 補充すべき論点を明確にしたものである。 物権と異なり、 排他性が ないから、 それの譲渡性についても、 次に口をまとめると、 要するに財産権として高 当事者の合意で奪うことは自 評

ηħ

その者が悪意であれば、有効に債権の取立ができないということになり、「特約」の利益をうける債務者との比較におい その債権の譲受人や、他の債権者にとっては、その特約を知りうる余地は少なく、したがって特に差押債権者にとっては、 押債権者が悪意であっても有効に債権の譲り受けや、差押ができるとする理論を構築しつつある、といってよい。 であるが、その合意に物権的効力を附与する理論を承認し、債権の譲渡性を奪うことは、債務者にあまりにも好都合で、 あまりにも手厚い保護をうけすぎるように思われる。そうすると、両者の利益を考慮し、場合によれば譲受人や、 差

註 (46) 六六号一二頁、横山・金融法務事情七三三号九頁。 石田穣・「指名債権の二重譲渡・差押と各譲受人・差押債権者の法的地位」NBL二〇三号三六頁、 長谷部・金融法務事情

- W 安達・「判研」民法の判例一三七頁、民商七二巻二号一二一頁。
- 石田穣・前掲四〇頁。
- 鈴木禄「債権法講義」三二〇頁。 石田穣·前掲四一頁。

(49) (48)

(51) (50)

横山「判例」金融法務事情七三三号一四頁、本田「判研」金融法務事情六○五号五七頁。

**— 23 —**